

KANSAI GAIDAI UNIVERSITY

イギリスにおける教師の不法行為に対する懲戒手続
の適正化に関する研究：
児童保護政策の進展にともなう手続の変更を中心と
して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 関西外国語大学・関西外国語大学短期大学部 公開日: 2016-09-05 キーワード (Ja): 教師の不祥事, 教師の不法行為, 教師の懲戒, 児童虐待, 児童保護 キーワード (En): 作成者: 藤田, 弘之 メールアドレス: 所属: 関西外国語大学
URL	https://doi.org/10.18956/00006058

イギリスにおける教師の不法行為に対する懲戒手続の適正化に関する研究 — 児童保護政策の進展にともなう手続の変更を中心として —

藤 田 弘 之

要 旨

本論文は、イギリスにおける教師の不法行為に対する懲戒手続の適正化に関して、特に児童保護政策の進展にともなう手続や制度の変更を中心として明らかにすることを目的とする。

近年我が国において教師の不祥事が大きな問題となっているが、これは正確には教師の不法行為に関わることである。教師が不法行為を行った場合、懲戒処分がなされる。イギリスにおいては教師の不法行為のうち児童生徒に関わる問題について、虐待の被害を受けた児童を保護し、また虐待を防止する政策が進展したのにもなって、特に1990年代より一般の懲戒手続とは異なる手続で処理されるようになった。すなわち、教師の懲戒権を持つ各学校の理事会の手続より前に、関係地方当局が関わり、その児童保護手続にそった検討がなされた後に、学校における内部懲戒手続が進められるようになったのである。本論文ではこの手続がどのようなもので、どのような経緯を経て成立したか、さらにそれが現在どう運用されまた評価されているか等について、主としてイギリスの公文書を調査・分析して論述した。

キーワード：教師の不祥事、教師の不法行為、教師の懲戒、児童虐待、児童保護

1、はじめに

本稿は、イギリスにおける教師の不法行為に対する懲戒手続の適正化に関して、特に児童保護政策の進展にともなう手続や制度の変更を中心として明らかにすることを目的とする。

近年我が国において教師の不祥事がマスメディアに取り上げられることが多く、教師全体の信用を傷つけ、教育活動に大きな影響を与えることとして批判され、憂慮されている。広辞苑によれば、不祥事とは「関係者にとって不名誉で好ましくない事柄や事件」を指すとされており、一般に信用を損なうような出来事や醜聞としてマスメディアで、あるいは日常的に使用されている用語である。不祥事の問題は正式には、教師の非違行為または不法行為に関わる問題である。我が国において教師が非違行為を行った場合、その行為に対して行政上の処分として、国公立学校の教師の場合は、それぞれ国家公務員法、地方公務員法に基づき懲戒処分が行われる。また私立学校の教師については、学校法人の定める就業規則に基づいて同様の処分がなさ

れる。こうした懲戒処分については、その運用に変化があるものの、基本的な枠組みについて第二次大戦後大きな変化はない。

本稿が問題にするイギリスにおいても、教師の不法行為にあたることは、近代公教育制度が始まった時より、あるいはそれ以前から存在し、今日でも生じている。教師の不法行為は、教師としての職務能力の適正の問題、さらには心身の疾患の場合とは異なる対応や手続によって処理されている。

イギリスにおいて教師の不法行為に関わる懲戒手続は、特に1980年代より児童虐待が大きな社会問題となっていくたことを背景として、変更がなされてきた。すなわち、教師の不法行為のうち児童生徒に関わる不法行為は、虐待問題との関連で考えられ、それ以外の一般的な不法行為とは区別し、異なった手続によって処理されるようになっていったのである。

本稿は以上を踏まえて、イギリスにおいて教師が児童生徒との関わりで行った不法行為に関わる懲戒について、主として公文書を調査・分析し、どのような経過を経て、また如何なる仕組みや手続で処理されるようになったか、また実際どのように処理されているかを明らかにし、我が国との比較考察の素材や視座を得ようとするものである。

本稿では、まず教師の一般的な不法行為に関わる懲戒手続の概要を述べた後に、児童虐待問題調査の進展に伴って明らかになり問題とされるようになった児童生徒に対する教師の不法行為への中央省¹⁾並びに地方当局の対応、手続の制度化について論じ、最後に最近の動きと手続の運用の状況を鳥瞰してそのまとめを行いたい。なお、本稿は、イングランド及びウェールズにおける、主として地方当局立の学校、または地方当局と関わりのある学校の教師を対象とする。本稿で扱ったイギリスにおける教師の不法行為に関わる懲戒の問題について、児童生徒の保護政策との関連で探った先行研究は、調べた限りでは我が国に存在しないものと思われる。

2、教師の不法行為に対する一般的懲戒手続

教師が不法行為を行った場合、その責任を問われるのは当然である。このうち教師の地位や職務との関わりで課せられる制裁が懲戒である。イギリスにおいて教師の不法行為に関わる懲戒の手続は、19世紀においては雇用者が優位に立ち、その意向によって免職等がなされたため必ずしも明確ではなかったが、20世紀に入り教師の身分保障が確立するのに伴って順次整備され今日に至っている。

教師の懲戒は人事権の保有者が行う。イギリスの場合、学校設置の主体や類型が歴史的に大きく変化してきており、こうした変化に伴って人事権の所在も変化してきた。しかし、一般に、地方教育当局立学校の場合は同当局が人事権をもち、独立学校、あるいはそれに類する学

校の場合は、当該校の理事会、あるいはそれに相当する機関が人事権を持った。それ以外の学校については、公費補助の割合によって、人事権の帰属が異なっていた。今日の仕組みの基礎は1980年代に形成された。すなわち、独立学校などについては変化はないものの、1980年教育法によって地方教育当局が関係する学校の全てに、それまで任意であった理事会の設置が求められ、1986年第2教育法によってこの理事会の権限が強化され、また1988年教育改革法によって、地方教育当局の権限がこれら学校理事会に大幅に委譲され、実質的人事権はこれら理事会によって行使されることになった。現在、免職を含む教師の懲戒権の行使については、関係法に基づき定められた2009年学校教職員配置規則 [School Staffing (England) Regulations 2009] に基づいており、実質的に当該学校の理事会が権限を持ち、当局の関与は、求めに応じて必要な支援を行うこと、管内の学校理事会の決定を実施することなどに限られている。[文献：8]、para. 8.2-8.3.8.19-8.33] 教職員の懲戒に関する事項や手続は、地方当局が、雇用・教育関係法、政府機関のひとつである助言和解調停局 (Advisory Conciliation and Arbitration Service - 以下、ACAS) の手引きや基準、組合との協議などを基礎にして定めており、各学校の理事会はこれらを参考に手続を定めている。

教師の懲戒の対象となる不法行為であるが、中央省はその内容の詳細を明確にしていない。例えば1995年の通達は、「不法行為は規則によって定義できない。規則の目的のために不法行為を構成するすべてを詳細に述べることは可能ではない。雇用者が懲戒目的で不法行為と見なす可能性がある行為について、大臣が考慮を要するとは考えられない」と述べ、若干の重大な問題のみ例示している。[文献：13] この問題については、雇用関係の実務書類や教員組合関係の書類において具体的に述べられている。例えば、全国教員組合 (National Union of Teachers - 以下、NUT) の書類において、以下のように相当詳細な事例をあげている。²⁾ すなわち、一般的な不法行為として、(i) 継続的な欠席や遅刻、また無断で勤務を離れること、(ii) 病気などの場合に必要な報告を怠ること、(iii) 許可なく私的な電話をしたり、私的な郵便を公費で送付すること、(iv) 職務にあたって必要な指示や注意義務を無視し、あるいは怠ること、(v) 職務内外での侮辱的、脅迫的、攻撃的、差別的、さらには悪意ある言動、(vi) ハラスメントやいじめ等をあげている。また、重大な不法行為 (gross misconduct) として、(i) 子供や若者に対する暴力行為、(ii) 法的同意年齢に関わりなく、生徒との性的、あるいはその他の不適切な関係、(iii) 16歳以上の者に対する性犯罪、(iv) 重大な暴力を伴う犯罪、(v) 薬物の違法売買、及び他の薬物関連犯罪、(vi) 当局や学校等の金品の窃盗、あるいは悪用、(vii) 雇用に際しての経歴や学歴資格の詐称、(viii) 12か月以上の収監の判決になる罪、(ix) 軽微な不法行為であってもそれがたびたび繰り返され、または重複した罪になる場合などを示している。さらに、重大な不法行為に相当する可能性がある行為として、記録や費用請求の偽造、収賄、救急義務の重大な無視、守秘義務違反、飲酒や薬物による職務義務の不履行、器物損壊などにも言

及している。[文献：22]

教師が上記のような不法行為を行った場合に、懲戒手続が適用されるが、その手続は、(i) 当該の不法行為が軽微な不法行為か重大な不法行為であるか、(ii) 児童生徒に関わる不法行為であるか、そうでないかによって異なる。このうち、児童生徒に関係した教師の不法行為については次項で述べるので、ここではそれ以外の不法行為に関わる懲戒手続についてその概要を整理しておく。[文献：5), 6), 22), 23), 25]

(1) 根拠及び懲戒の原則等

(i) 正義の原則、平等の原則に基づき、公正で一貫し、客観的、合理的手続により迅速に行われること。(ii) 懲戒は単なる制裁としてだけでなく、職務実績や行為を改善することを意図すべきこと。(iii) 教師の勤務条件、関係法、ACASのガイドライン、各地方当局が定めるガイドライン等に基づいて作成された学校の懲戒手続に従うこと。

(2) 懲戒権の行使

(i) 学校理事会は当該学校の教職員の懲戒や手続に責任がある。(ii) 学校理事会は、懲戒に関する権限を、校長または理事会の小委員会などに委任することができる。校長が懲戒の対象の場合は、理事長が懲戒の手続を担当する。(iii) 地方教育当局は理事会の決定を実施し、または求められた必要な助言や支援を行う。

(3) 学校における懲戒手続

- ① 当該学校の教職員の行為に問題があると判断された場合、これを非公式に処理するか、公式な手続に乗せるかを判断する。軽微な場合は、当該教職員と話し合いをし、非公式に問題となる行動を指摘し、期日を限って改善のための助言、指導を行う。
- ② 改善が見られない場合、予備調査を行い、公式の手続を取るか否かを判断する。重大な事案については自動的に公式の懲戒手続になる。犯罪行為については通常裁判所の審判の結果を待って開始される。ただし、適当と考えられる場合は、犯罪行為が告発され裁判所の審問が行われる前にこれが開始されることがある。この段階で、懲戒手続中に停職が必要かどうか決定される。
- ③ 公式の懲戒手続が必要と判断された場合は、このための調査が行われる。調査において、書類や記録が調べられ、また対象教職員、保護者や児童生徒、その他関係者からの聞き取りが行われる。聞き取った内容は書面にされ、これに署名がなされる。なお、調査は、当該事案に関係のない人物によって行われるが、通常、理事会、あるいは校長が指名する当該学校の教職員、または外部の人物が行う。また必要に応じて地方当局の関係者の支援を受けることもある。調査内容は証拠とともに最終的に報告書にまとめられ、校長、または関係理事に提出されこれが検討される。嫌疑なしの場合はそ

ここで手続は終了する。

- ④懲戒手続の開始を決定した場合は、懲戒聴聞会の少なくとも5日前に対象教職員に書面で正式の通知をしなければならない。その際、当該教職員に対して、調査結果のコピーを渡し、聴聞会の日程、問題となる行為とその理由、懲戒手続の間に当該教職員が支援者や労働組合の代表を同席させ支援を受けることができるという権利、事件について反証し自らの意見を述べる権利、証人を出す権利、聴聞会が同席させる証人名等を知らせる。
- ⑤聴聞会は非公開で行われる。ここで、審査委員によって問題となる行為、調査で明らかになった事実や証拠の説明、証人の証言、尋問が行われる。さらに懲戒審査対象教職員の弁明、反対尋問、証拠書類や証人の証言などに基づく反証などがなされ、それが終わった後審議を行い処分の決定を行う。
- ⑥聴聞会でされる決定は、(i)被疑事実根拠がなく処分なし、(ii)行為改善勧告、(iii)口頭の警告（告発に十分な根拠があると認められる場合）、(iv)公式の書面による公式の警告（同様）、(v)公式の書面による最終警告（同様）、(vi)免職である。
- ⑦審査会で決定された警告の対象となった行為が繰り返され、警告が無視され改善がなされなかった場合、新たに懲戒会議が開かれ審査が行われる。
- ⑧不法行為がきわめて重大で十分な根拠がある場合は、事前の告知なく即刻解雇される場合（summary dismissal）がある。
- ⑨処分内容は、書面で当該教職員に通知される。書面には決定内容、決定理由、期待される行為改善の詳細および助言・指示、達成期限、警告が守られなかった場合のさらなる懲戒処分、不服申し立ての権利などが含まれる。
- ⑩決定された処分に不服がある場合は、通知を受けた日から10日以内に、当該学校の不服審査委員会に不服申し立てをすることができる。不服申し立てを受けた委員会は、関係者と協議して会議を開き懲戒審査とほぼ同様の手続で審査を行う。すでに懲戒審査の決定に関わった人は、不服申し立て審査の審議に加わることはできず、別の人が担当する。³⁾ 不服申し立て審査委員会は、決定された警告や免職などの懲戒処分内容について、元決定の支持、破棄、軽減化などの決定を行う
- ⑪当該学校の不服審査の決定内容になお不服の場合は、雇用審判所（employment tribunal）、さらには裁判所へ申し立てを行う。雇用審判所の審査は特に、懲戒が適正な手続で行われたか、不当な懲戒にあたらぬか、通常事実関係そのものについては審査しない。懲戒対象の行為について争う場合は、裁判所への提訴が必要となる。

3、児童生徒に関わる教師の不法行為に対する懲戒手続

(1) 専門職員による施設内虐待問題への対応

教師の不法行為に関わる懲戒の問題や手続は、1990年代に児童虐待に関わる政策が進展するとともに一定の変更がなされた。すなわち、児童生徒と関わる教師の不法行為は、一般の不法行為とは区別され、地方当局の児童保護手続に関連した別の手続で調査がなされた後、その結果に基づいて各学校で懲戒手続が進められることになったのである。

児童虐待とは児童に対する不当で残虐な取り扱いをする行為で、これには身体的、性的、心理的虐待やネグレクト、さらにはその複合型があることはよく知られている。そのとらえ方にもよるが、児童虐待は人類の歴史とともに古くから存在したと考えられている。しかし、この問題が特に意識的に論じられるようになるのは、1960年代からである。イギリスにおいても児童虐待に関わる死亡事件が大きな問題となり、これらの調査が行われるようになるのは、1945年のデニス・オニール事件を除けば、1967年以後である。すなわち、これ以後大きな虐待事件が起こるたびに、中央あるいは地方で調査が行われ、しばしば虐待防止のための提言がなされ、それに基づいて政策が立案され、立法化がなされてきた。こうした調査は公的に知られているものだけで、1967年から1999年までに80件行われているが、そのほとんどは家庭において親または近親者によって行われた虐待に関するものであった。このように虐待問題の多くが家庭における問題であり、これをどう発見し、どのような保護策や防止策をとるかが児童保護策の主要なことであるというのは今日でも同様である。

児童虐待については調査がなされ、これに基づいて防止するための対応策が作成され、必要な立法が行われたが、これらを基礎に政府機関が虐待防止策を具体的に実践するためのガイダンスを出した。このガイダンスは、パートン (Parton, N.) が、「イングランドにおける児童保護システムのコアにあるものは、政策や実践の枠組みを設定し、地方当局、他のソーシャルケア、保健機関、刑事司法機関等がそれらの地域において履行することを求められる政府のガイダンスである」と言っているように [文献：24), p.4]、児童保護手続上重要なものであった。この種のガイダンスは、1988年に発行されたのを皮切りに、その後、1991年、1999年、2006年、2010年、2013年に大きな改訂がなされ今日に至っている。⁴⁾ このガイダンスを検討すると、児童保護政策の大まかな流れがわかる。すなわち、今日までの動きの特徴は、(i) 政府ないしは公的機関の介入の積極的強化、(ii) 各種機関間の連携・協働の強化、(iii) 発生する虐待事件への対応から、予防のため他の福祉施策も含めたきめ細かな包括的児童保護策の推進などであると考えられる。

ところで、1990年代になると家庭における問題と並んで、居住型児童養護施設などでの虐待問題が注目されるようになった。もっともそれ以前にこの種の施設での虐待がなかったわけで

はない。コービー (Corby, B.) 等によれば、「・・・1990年代以前に虐待についてのスキャンダルが非常に少なかったのは驚くべきことであるように思えるかもしれない。しかし、家族が自分の子どもを育てるということを国家が当然のこととして優先したこと、またこの要求に応じることができなかった人々に烙印を押す行為は、非常に極端な場合を除いて、今日では虐待と思われる粗雑な取り扱いが、確かに1940年代までに養護施設に収容された子どもたちにとっては比較的普通の経験であったことを意味した。」[文献：7), P.9] したがってこうした状況に対して積極的な対策も取られなかった。極めて劣悪な環境にあった赤子預かり施設 (baby farming arrangement) 等での養護者による殺人を防止するために制定された1872年の幼児生命保護法 (Infant Life Protection Act) 等は例外的なことであった。

1980年代に5件しかなかった施設内での児童虐待に関わる調査は、1990年代になると公的なものだけで30件をこえた。そのうちもっとも大規模な調査は、1996年に始まった北ウエールズでの調査であった。児童福祉施設などでの虐待は、収容者間での虐待、訪問者などによる虐待もあるが、極めて深刻な問題は職員による虐待であった。この虐待の形態は、身体的虐待、つまり体罰がほとんどであったが、性的虐待も相当数あったとされる。このような施設内での虐待の問題は、寄宿制学校、寄宿制障害児学校、さらには学校全般における教職員による虐待問題へ及んでいった。すなわち、学校において児童生徒との関わりで教職員がおこす不法行為は、教職員による身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクトをはじめ、粗雑な取り扱いの問題などとの関連で捉えられるようになったのである。

こうした施設内での虐待への対策については家庭内虐待と共通する点もあるが、調査報告の提言などを踏まえて、特に(i)施設における児童生徒の苦情や訴えを十分聞くこと、(ii)同僚職員による内部告発を容易にするような仕組みを作ること、(iii)職員による虐待についての告発や連絡があった場合の対応や手続を整備することなどが具体化されていった。

施設内での特に職員による虐待の問題は、1990年代になると政府のガイダンスの中でも取り扱われるようになった。すなわち、1991年版「協働のためのガイダンス」は初めてこの問題に触れ、1999年版以後のガイダンスで詳細に述べられるようになった。このガイダンスは教育の領域においても重要である。すなわち、中央教育省は1991年以後その作成に関わったし、またこのガイダンスそのものを、あるいはこれを基礎にして教育者が独自に作成したさらに詳細なガイダンスを、地方教育当局や学校に示し、これが地方及び学校の取り扱い基準となった。このようにして、教師の児童生徒に関わる不法行為の問題についての懲戒が、児童保護手続の一環として位置付けられ、これと一体的に処理されるようになっていったのである。

(2) 1989年児童法体制と児童生徒に関わる教師の不法行為への対応

第2次大戦直後の1945年に生じたデニス・オニール事件を契機として、1948年に児童法が制

定された。この法律はその後生じた多くの児童虐待事件の調査、特に1987年に明らかになった深刻な性的虐待に関わるクリーブランド事件の調査結果を踏まえて、1989年に大幅に改正された。1989年児童法はその後の児童保護政策の基礎となったが、これは児童の安全や福祉を最も重要なこととし、地方当局は管内にいる援助を求める児童を保護し、その福祉を増進する全般的な義務があると規定した。改正法はまた、問題をかかえる児童に対するサービスや保護手続を整備し、関係機関が協働してそれにあたることも規定した。さらに児童の訴えを聞き、意見を最大限考慮することも含まれた。

虐待を受けた児童の具体的な保護については、1988年に保健社会保障省とウエルズ省が共同で協働のためのガイダンスを出し、児童保護のための多機関協働のあり方を示した。この文書は、家庭における親や親族による虐待の問題が中心で、施設職員による虐待の問題には触れていない。その後、1989年の児童法改正により、1988年版のガイダンスが1991年に改訂され、この中ではじめて施設職員による児童虐待の問題が取り上げられたのである。すなわち、虐待を行っている職員を発見し、これを適当な人に通告すること、虐待の疑惑のある職員については他の人による児童虐待が疑われる場合と同様に処理されること、すなわち、社会サービス部等が通告を受け、他の機関と協働して調査がなされるべきこと、社会サービス部自体の職員による虐待の場合は、他の独立した機関の人々を含めるべきことなどが述べられている。[文献：18)、pp.34-35]

ところで教育科学省もクリーブランド事件の調査報告書や1988年版「協働のためのガイダンス」などを受けて、1988年に『虐待から児童を保護するための協働：教育サービス内の手続』と題する通達を出し、教育の場における児童虐待への対応についての指針を示した。[文献：9)] そこでは、児童虐待問題に関わる学校の役割を説き、教職員がその問題を十分認識すること、被虐待児童の発見と関係機関への通告を行うこと、問題解決のための学校内外での協働体制を整備することなどについて述べている。この通達ではじめて、教師による児童虐待の問題に触れた。すなわち、「残念ながら、学校の教職員が過去において児童虐待を行ったことが発見されたという事例がある。そのような事件はまれである。しかし、そうした事件は特に信頼を壊すことを意味するために、教職員が児童虐待に関わっているという疑惑については校長に報告されることが重要である。地方教育当局は相談を受け、文書で定められた手続きが続くべきである。・・・」[文献：9)、para.15] しかし、同通達ではそれ以外の具体的な扱いは示していない。

さて、1989年児童法に基づいて児童保護策が実施され、また1991年に国連の児童の権利条約をイギリスが批准し、児童の権利を保障する政策が進むとともに、教師に対する告発の件数が増加し、これにどう対応するかが大きな問題になった。地方教育当局連合体や6つの教員組合は、この問題について共同で対応策を検討するとともに、政府に対策を要請した。これを受け

て教育雇用省は、1995年に『虐待から児童を保護すること：教育サービスの役割』という通達を出した。[文献：14] これは、1991年版「協働のためのガイダンス」、地域児童保護委員会(area child protection committee)、また地方教育当局が定める手続等を基礎に、各学校が児童虐待問題を取り扱う手続や体制を整備すること、校長あるいは校長に代わる虐待担当職員が中心となり校内の問題を処理し関係機関との協働によって児童保護に努めること、各教職員は保護手続を自覚し、児童虐待の発見や保護に努めることなどを述べ、そのための制度や手続について解説したものであった。この通達は同時に、教職員が行ったとされる虐待の告発問題も扱っている。その中で、「校長または理事は、告発の深刻さや妥当性、当該生徒または他の生徒に対する危害、証言の不正の可能性、当該の教職員及び学校の利益などを考慮する必要がある」とし [文献：14)、para.48]、この問題について、通達に添付した地方教育当局連合体と6つの教員組合が共同で作成したガイドラインを参考にして対応すべきことを述べている。

1995年通達に添付されたのは、『教師と児童保護：身体的性的虐待の告発に当面している教師—実践と手続のガイドライン』というタイトルの文書である。⁵⁾ この文書は、(i)教職員には児童虐待の機会と可能性があり、残念ながら過去にそのような事例があったこと、(ii)反面教職員は職務の特性から虐待の告発を受けやすいこと、(iii)こうした告発には意図的な悪意によるもの、また、虚偽のものがあることなどを述べた。そして、1991年版「協働のためのガイダンス」、地域児童保護委員会の児童保護手続を基礎に、この文書を参考にして、地方教育当局が手続を見直し、あるいは新たに作成すべきことを述べている。またこのガイドラインの内容は、イングランド及びウエールズの全教育機関の関係教職員に適用され得るものとしている。その上で教職員に対する告発の処理手続として次のように示している。

①児童から告発を聴取した教師のとるべき行動

教職員により虐待を受けたという児童の訴えは、どのような形であろうと聴取され、できるだけ早く記録が作成されなければならない(通常24時間以内)。聴取に際して、すべての秘密を約束してはならない。訴えを聞いた教職員はその問題を直ちに校長に報告しなければならない。(注、校長が訴えの対象となっている場合は、理事、または副校長へ)

②児童の告発に真実性があるかどうか緊急の第1次的な判断

訴えの報告を受けた校長は、その訴えに真実性があり調査をしなければならないか緊急に第1次的に判断をする。その際、地方当局の教育部、または社会サービス部の関係係官と接触し、相談すべきである。検討の後、(i)地方児童保護手続に従って、即座に社会サービス部に通告する。(ii)虐待が生じた可能性があるかと推定できる理由があり、地方児童保護手続の下での通告か、または学内の懲戒手続の下で処理するかさらに判断

する。(iii)訴えには明らかに根拠がなく対応が必要ない。(iv)訴えが、学内の懲戒手続の下で処理されるべき性格の不適切な行動によっておこされた、という4つの選択肢のうち一つを決定する。

③児童保護機関への即座の通告を必要とする告発

児童または複数の児童が重大な危害を受け、または受ける恐れがある場合には、校長、または虐待担当教職員によって、児童保護機関に緊急の通告をすべきである。学校における児童虐待の告発が、社会サービス部、警察、全国児童虐待防止協会（National Society for the Prevention of Cruelty to Children—以下NSPCC）に行われた場合、その後は、所定の地方児童保護手続に従う。⁶⁾

④児童保護機関への通告が必要か否かの判断が明確でない場合

地方当局の関係者と相談し、告発がさらなる調査を必要とするか、また誰によって調査が行われるべきか検討する。告発が些細なことであり、または明らかに虚偽である場合には調査の必要はない。調査は、訴えに根拠があるかどうかを明確にすることが目的となる。当局関係係官との相談を経て校長が調査が相当と判断する場合は、調査、介入の法的義務と権限を持つ機関に通告を行う。警察、社会サービス部、NSPCCへの通告は児童保護手続に従う。児童に重大な危害のリスクがなく、犯罪行為がなされていないことを確信する場合は、学校内部の懲戒手続が必要かどうかを考慮する。懲戒手続が必要と考えられる場合は、学校での内部調査が必要になる。

⑤告発された事案についての調査

調査には、(i)地方児童保護手続の下での、警察、社会サービス部、またはNSPCCの調査、(ii)教職員懲戒手続に関わる調査の2種類がある。

当該教職員に係る懲戒手続は、児童保護調査とは明確に区別されるべきである。懲戒手続は、児童保護調査の結果指示される可能性があり、また状況によっては児童保護関係機関方策検討会議の結果として、停職、または他の保護措置についての勧告が決定される可能性があるが、この児童保護手続は、懲戒手続と異なった目的を持ち、この2つの手続き混乱されるべきではない。

警察、または児童保護機関による調査は、学校の内部調査に優先する。これらの調査に並行した学内の調査は望ましくなく、外部で調査が行われている間は未決にしておくべきである。内部調査を行うかどうかの決定は児童保護調査や犯罪捜査の結果を待ち、その情報に基づき判断すべきである。

⑥児童保護機関への通告後の行動

地域児童保護委員会の手続に基づいて、児童保護機関に通告がなされた場合、調査は1991年版「協働のためのガイダンス」に従って行われる。このガイダンスは、調査のや

り方を計画する方策検討会議を勧告している。教職員に対する告発の場合、校長がそのような方策検討会議に関わるのが望ましい。

1995年の通達に添付されたこの文書はその他、関係機関の了解を得た後、告発した児童及び親、また被告発教職員に、進捗状況を含め必要な情報を提供すべきこと、またこうした関係者に必要な支援を行うべきこと、被告発教職員の停職の決定は慎重に行うべきこと、停職中の教職員に必要な情報と支援が行われるべきことを述べている。この文書はさらに、地方児童保護手続の下での通告をしない場合、また児童保護機関による調査手続が終えられた後に、必要な場合に行われる懲戒手続のための内部調査のためのガイダンスを加えている。

1995年の通達及びこれに添付された文書は、以下の点で重要であると考えられる。第1は、教職員による児童虐待疑惑について、児童保護の観点から公正な手続で処理されることを論じるとともに、安易に告発されないように教職員を保護する意図が見られることである。第2は、教職員による児童虐待問題の嫌疑について、地方当局の関係機関による調査と学校の懲戒手続を区別し、前者の終了を待って懲戒手続を開始することを明確にしたことである。第3は、地方当局によるこの問題の調査が、1991年版「協働のためのガイダンス」が示す一般の児童保護手続にのっとって行われることを明確にしていることである。第4は、教職員が児童虐待問題で告発を受けるという特殊性を配慮し、被告発者に対する停職の決定がより慎重に行われるべきこと、仮に停職が決められた場合でも、支障のない限り情報を提供し、必要な助言や支援をすべきことを詳しく述べていることである。

上述の1995年の教育雇用省通達に添付された文書は、その後1999年版「協働のためのガイダンス」を踏まえて一部詳細化され、2002年に地方教育当局連合体と7つの教員組合の名で改めて独自に発行された。1995年の教育雇用省通達とこの2002年版の文書は、その後作成される児童生徒に対する教師による児童虐待問題の処理手続の基礎的文書となった。

1995年の教育雇用省通達の後に、さらに関連する文書が出されている。すなわち、1998年に教育雇用省によって、体罰とは区別される物理力行使のガイドラインについての通達が出された。すでに1993年に保健省より児童ホームにおける物理力行使についてのガイドラインが出されており、1994年には、教育省よりこのガイドラインに言及した通達が出されていたが、1998年に教育雇用省はこれを踏まえて、さらに詳細な通達を出した。これらは学校における身体的虐待に関わる教師に対する告発を意識した対応であった。〔文献：3〕

1999年に、1991年以後の変化や当時の状況を踏まえて「協働のためのガイダンス」の改定が行われた。この中に「専門家、また里親、またはボランティアに対する虐待の告発」という項目が含まれ、これら職員等に対する告発があった場合の手続が述べられている。そこでは、被告発者に関わる調査手続や方法、被告発者や告発者に対する情報や支援の提供が主たる内容で

あり、またその紙幅も2ページと少なく、1995年教育雇用省通達に比べて概括的なものになっている。[文献：19) ,pp.65-67]

(4) 2004年児童法体制と児童生徒に関わる教師の不法行為への対応

2000年に生じた極めて悲惨なヴィクトリア・クリンビエ事件は、それまでの児童保護策の種々の問題点を露呈することになった。この事件後、ラミング報告書をはじめ幾つかの調査結果が公表され、児童保護システムの改革案が提出された。[文献：1)、2)]そして、それらの改革案を基礎に、2004年に改正児童法が成立した。2004年児童法は、児童保護をより実質化するため種々の規定を定めたが、特に本論との関わりで言えば、地方当局において一体的に児童保護を進めるために、それまでの地域児童保護委員会を廃止し、より実質的な役割を持った地方児童保護委員会(Local Safeguarding Children Board—通称LSCB)を設置し、さらに当局内の組織の再編を図ったこと、児童保護と関わって子どもや若者の意見や希望をより実質的に聴取することを重視し、そのための手続を強化したこと、児童保護に関わる多機関の協働をさらに実質的に進めることを求めたこと等の点をあげることができる。以後、児童保護政策はこの法を基礎に展開することになった。このようにクリンビエ事件後、児童保護策の見直しが進む一方で、教育の場における児童保護策のあり方、また児童生徒に関わる教師の不法行為への対応問題の検討も進んでいった。

さて2004年11月に制定された児童法を受けて、2006年に「協働のためのガイダンス」の改訂版が出されたが、すでにそれ以前に教育技能省の対応がなされていた。すなわち同省は2004年9月に『教育において児童を保護すること』と題する通達を地方教育当局や関係教育機関に出した。[文献：15)]この通達は、1989年児童法、及び2002年教育法の中で規定された、子供を保護し、その福祉を増進するというに関わる地方教育当局や関係教育機関の義務や責任を再確認した。そしてこれらがその責任を果たすために「協働のためのガイダンス」に従って制度を設け、手続を整備するように求めている。

この通達において重要な点が2つある。1つは、2002年法が規定する「児童を保護し、その福祉を増進する」ということについて解説していることである。すなわちそれは、「個々の児童に関わる保護に対してなされる貢献以上のことを含んでいる。それはまた、児童生徒の健康、安全、いじめ(それについては特別の法規定があるが)、さらに様々な他の諸問題を含んでいる。例えば、医療面からみて障害を持った子供のニーズに応じること、応急手当を提供すること、学校の安全、薬物の誤用(筆者注、への対応)等である。」これは2006年版ガイダンスで示す「すべての子どものために安全と福祉を」(Every Child Matters)という政策を明確にしたものであった。[文献：15)、para.14, 15]もう1つは、地方教育当局や各教育機関が、関係法および大臣が発するガイダンスに従って、児童保護や福祉についての方針や手続を作成し、

制度を設け実施すべきこと、さらに校長および教職員が、これらに従ってその義務を果たさない場合には、懲戒処分の対象になることを明確にしたことである。通達は、「大臣によって出されるガイダンスに配慮すべきとする義務は全く新しいものである」と言っているが〔文献：15〕, para.16〕、これは児童保護問題について中央の介入がより進んだことを示している。

教職員に対する告発問題に関してもこの通達では、地方教育当局や学校理事会の責任を明確にし、それらが手続を定めること、必要な人員や仕組みを整えることを指示している。そして、この問題が地域児童保護委員会を中心として、関係各機関のパートナーシップの下で敏速に、公正に、かつ一貫して取り扱われるべきことを述べている。通達はさらに添付資料の中で、児童に対する身体的接触や抑制の問題と教師に対する告発の問題を取り上げている。身体的接触や抑制の問題については、すでに述べた1998年の物理力行使についての通達に加えて、2002年、2003年に出された特別な教育支援を要する児童生徒に対する物理力行使に関する通達について述べている。〔文献：4〕〕教師に対する告発の問題については、虐待から児童を保護する必要と、虚偽の根拠のない告発から教職員を保護するという2重の目的のために手続を整備すべきことを改めて強調している。そして、この手続の整備にあたって、2002年の既述文書を参考にして、地方で合意された機関間手続、地方教育当局のガイダンスに従うことを示している。

2004年通達においては、教師に対する告発問題の具体的手続は詳述されていない。この問題については、同年11月に教育技能省が新たな提案文書をまとめこれを諮問した。これに対する意見を踏まえて2005年11月に出されたのが、『教育において児童を保護すること：教職員に対する虐待の告発の取り扱い』という通達であった。〔文献：16〕〕この通達は、2004年の通達を補い、また近く発行予定の「協働のためのガイダンス」で示される内容を踏まえたものであることを述べた上で、学校や地方教育当局が、教師に対する告発の取り扱いやその手続を見直し、または適正なものにするのに使用されるべきものとしている。

その内容は、既述の1995年の通達、2002年の文書の内容に共通する点が多いが、次の点で新たな内容を含んでいる。1つは、ガイダンスが対象とする被告発教職員について明確にしていることである。すなわち、その適用対象として、18歳以下の児童について、(i)児童を傷つけ、あるいは傷つけた可能性があるやり方で行為した場合、(ii)児童に対して、または児童と関わって犯罪行為を冒している可能性がある場合、(iii)児童あるいは複数の児童に、こうした児童と関わって働くことがふさわしくないような方法で行為した場合という3点をあげている。第2は、告発を受けた教職員が辞職した場合、または学校が説得し、懲戒手続を取らないという条件で辞職させたような場合でも、調査は継続され必ず結論を出すことが明示された点である。第3は、2004年児童法の改正に関わりがあるが、地方当局内における児童虐待についての教職員に対する告発を担当する専門職員を置き、この職員が中心になって通常の児童保護手続とは異なる手続によってこの問題を処理しようとしたことである。

特に第3に指摘した職員が告発された場合に対応する専門職員の設置は重要である。この専門職員はLocal Authority Designated Officer (以下、LADO) と呼ばれるが、(i)教師が告発された場合に、学校長や理事会と事後の対応について協議し、助言すること、(ii)学校をはじめ、社会ケアサービス部、警察などになされる告発や通報が全てこのLADOに集まりそれらを掌握すること、(iii)社会サービス部や警察などの調査の要不要や調査方法の決定、調査後の当該事案についての対応などについて話し合う方策検討会議を招集し主宰すること、(iv)当局での検討会議の決定後、学校内での懲戒手続の過程において校長や理事に助言すること、等々の活動を行う。つまりLADOはこの問題について、地方児童保護委員会、児童社会ケアサービス部、警察、その他の種々の専門家や機関との連絡調整、手続きの進行、校長や理事に対する指導助言、当該教職員についての方策協議などにおいて大きな役割を果たすことが期待されたのである。

2006年には協働のためのガイダンスの改訂版が出された。このガイダンスは、副題として、「すべての児童の安全と福祉のために、全ての児童のための変化」というタイトルが付けられ、児童保護政策はより広い福祉政策の中に位置づけられた。このガイダンスには、「児童と関わって働く人に対してなされた虐待の告発」という項目が入れられているがその内容は、ほぼ上記の教職員に関わる手続を他の関係職員にあてはめたものであった。2010年の改訂版においても、2006年版と同じ文面が収められている。[文献：20)、(2006),pp.152-154,239-247;(2010),pp.199-201,356-365]

4、児童生徒に関わる教師の不法行為に対する懲戒手続の運用

(1) 地方当局における教師による児童生徒に関わる不法行為処理手続の実際

2010年に保守党政権が成立した後に、児童保護政策の見直しが行われ、中央省の規制的なガイダンスを削減し、地方の自律性を促すこと、また実践する担当者が自らの専門的判断の下で実施する範囲を拡大することを基本とした勧告がなされた。[文献：10)] これを受けて2013年3月に、「協働のためのガイダンス」の改訂版が出された。[文献：20)、2013] 2010年版が391ページであったのに対して、2013年版は97ページときわめて薄くなっている。学校の教職員に対する告発の問題についてもわずかに関係のウェブサイトが示されているだけである。このウェブサイトが示すのは、2012年10月教育省によって出された、『教師及び他の職員に対する虐待の告発の取り扱い』というガイダンスである。[文献：11)] その内容は、告発調査の結果、決定すべきこととして、告発が“立証された”、“誤りであった”、“悪意があった”、“根拠がなかった”、“立証されなかった”の5つのカテゴリーを提示していること、LADOの役割や職務について詳しく述べていること、近年の関係法を組み込んでいることなどを除けば、2005

年の通達とはほぼ同様の内容である。現在各地方当局はこの問題に関して、中央のガイダンスを基礎に手続の基本方針を定め、さらに全ての学校はこれらに基づき児童保護指針を定め、その中で教師に対する告発への対応や手続を決めている。

その具体的手続を、ロンドン児童保護委員会が作成した『児童保護手続』の中に含まれている児童保護手続、及びこれに続く懲戒手続のフローチャートを参考に一定の修正を加え、教職員の場合について示したのが、図1と図2である。[文献：21]

(3) 教師による児童生徒に関わる不法行為処理手続運用の実態

これまで児童生徒に関わる教師の不法行為の処理手続について述べてきた。これは実際どのように運用されているのであろうか。全国的な実態については2007年に当時の教育技能省によって調査がなされているが、最も新しいのは2011年に教育省が民間の調査機関に依頼して行った調査である。この調査では全国149の地方当局のLADOにイーメールでアンケートを送り、そのうち116の当局から回答を得ている。さらにこの問題について、20人のLADO及び34人の校長とインタビューしてより詳細な調査を行っている。この調査報告書は、教職員に対する告発件数、その内容、処理手続と結果等の統計的数値とともに、取り扱い手続、体制、関係者の処理手続の理解、事件についての書類作成状況、関係者に対する支援、改善点などについて述べている。[文献：12] ここでは告発処理手続と告発の実態について同報告書を整理する。

まず告発の処理手続についてである。これは当局によって大きな差があり、LADOが厳格に処理する型と柔軟に処理する型がある。すなわち重大な問題の処理手続に相違はないが、あまり深刻でない問題の処理については当局間に差がある。つまり当局によっては軽重関わりなくすべてLADOに通告させ処理する場合と、さほど深刻ではない問題について学校の側での処理を認める場合があるのである。学校側もこれと同様で、軽微な問題についてLADOに報告せず内部で処理する場合も多い。また学校側は告発を単なる苦情 (complaint) として取り扱う場合もあるという。これは中央のガイダンスについての不十分な理解や解釈の相違、また当局におけるLADO配置状況の違いによるものとしており、この処理の違いが統計的数値に反映されていることに留意する必要があると述べている。さらにこの問題において重要な役割を果たすLADOについてであるが、多くの校長がそれを高く評価している。例えばある校長は、「LADOの強みは我々が多くの告発を学校内部で処理する必要がないことである。私が問題を学校内部で取り扱うか外部で取り扱うかを考えることに関わらず、常に第一にLADOと接触を取る。我々のLADOは常に分別のある助言を提供し、また物事を公平に見ることができる」と述べている。[文献：12], P.34 報告書では、また当局の調査結果を待たず、これに平行して、学校内部の懲戒手続のための調査が進められている場合があることを指摘している。⁷⁾

次に統計の問題である。2009年4月から2010年3月までにLADOが受け取った児童生徒と関わ

図1、教職員に対する告発、または懸念事項に関わる児童保護手続（地方当局レベル）

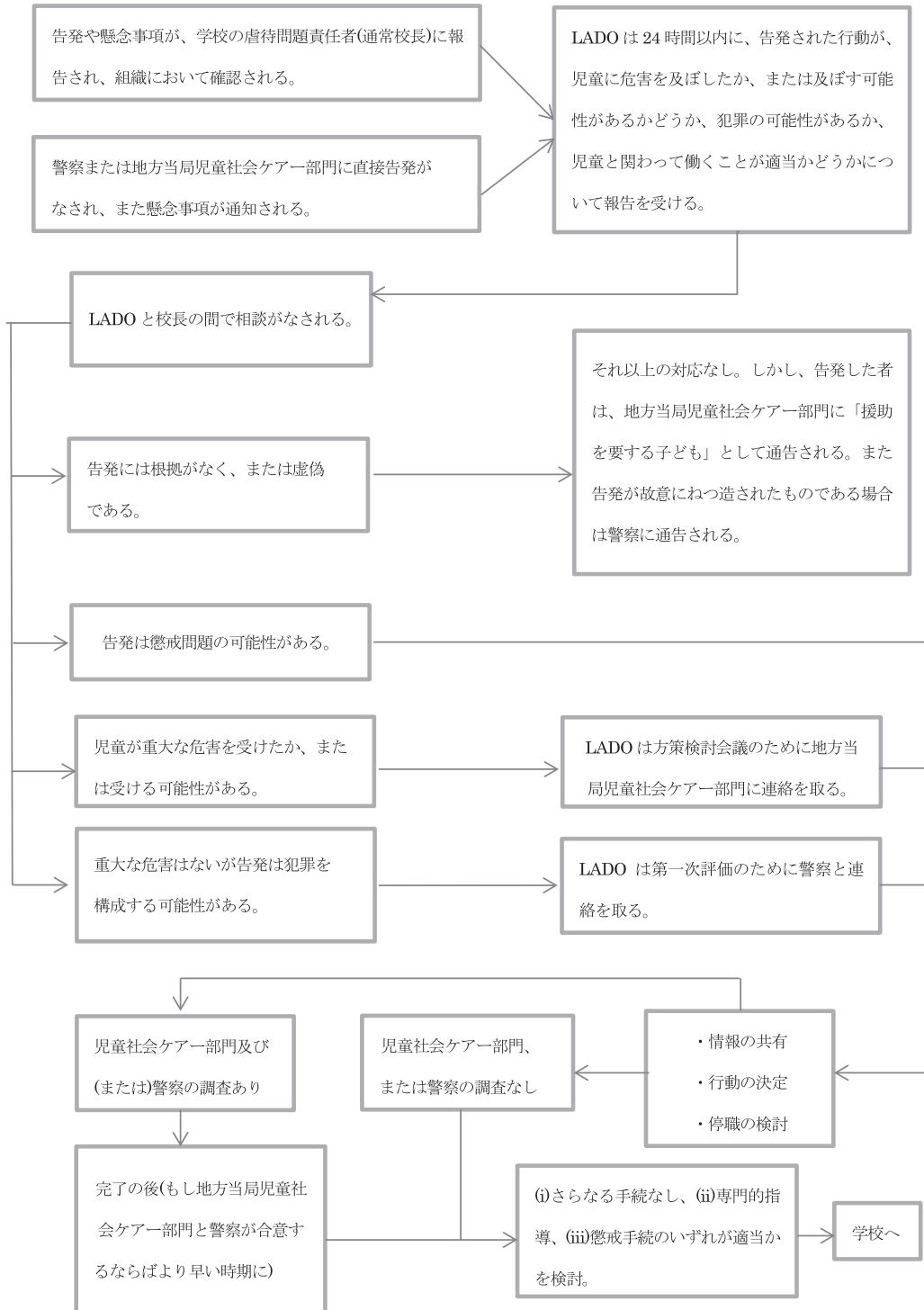
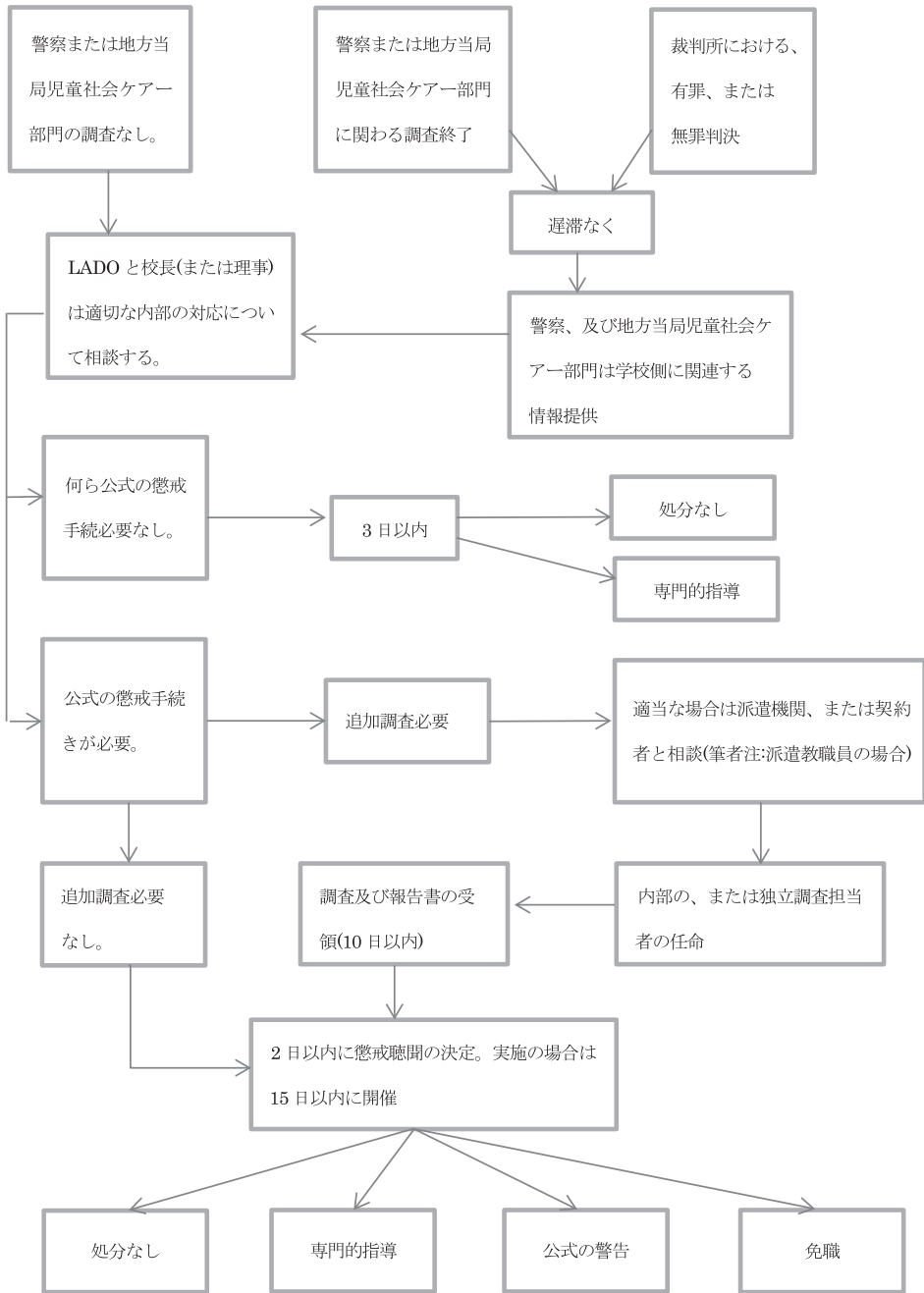


図2、教職員に対する告発、または懸念事項に関わる懲戒手続（学校レベル）



りがある全職員に対する告発の件数は、12086件であり、そのうち4642件が教育関係者であった。また上述の通り関係者の理解の差から通告されない場合も多く、実際学校で生じている告発件数はこれより相当多いと見られている。通告件数は近年増加傾向にあるが、これはこの問題に関わる処理手続について関係者の理解が進んでいることが大きいとされている。こうした告発のうち初等中等学校の教師は2827件であった。告発の理由であるが、不明であるものを除けば、56%が身体的虐待つまり体罰、19%が性的虐待、8%が心理的虐待、2%がネグレクトに関するものであった。さらにLADOに通告された後どう処理されたのかについてであるが、31%が第1次検討の後、それ以上の手続が進められなかった。28%は学校内の懲戒手続の対象となった。10%が児童社会ケア部門の調査対象となり、12%が警察の犯罪捜査の対象となり、残りは詳細不明である。また調査の結果、立証されたものは32%、悪意ある告発とされたものは2%、根拠がないとされたものは19%、立証されなかったものは26%であり、残りは詳細不明である。また最終的に、152人が免職、77人が継続雇用の停止（筆者注：派遣機関からの教師など）、51人が警告であり、また102人が辞職した。

報告書は、処理手続、その記録などについて全国の標準化を勧告し、このために特に学校の側へのさらなる啓発の必要性を指摘している。また事件後の検証をLADOが中心となって詳しく行い、教職員の研修やガイダンスの取り扱いについての理解に活用する必要性も述べている。近年アカデミーやフリースクールなど当局とは独立した学校が増えているが、これらがLADOとさらに関わりを持つ必要性も合わせて指摘している。

5、おわりに

以上本稿において、イギリスにおける教師の不法行為とそれに関わる懲戒や懲戒手続に関して、特に児童保護問題とのかかわりを中心に論じてきた。すなわち、第1に、イギリスにおける教師の不法行為について、児童虐待に対する保護政策の進展との関わりで、児童生徒に関わる問題が、その他の問題とは異なった手続きで対応処理されるようになったことである。第2に、この問題の対応は多機関による密接な協働体制の中で解決されようとしていることである。第3に、この手続きは、虐待や不当な取り扱いから児童を保護という目的とともに、不当な告発から教師を守ろうとする意図もあったことである。

すでに述べてきたことから、イギリスの児童生徒に関わる教師の不法行為についての懲戒が、(i)適正手続（due process）に従って行われようと努められてきたこと、(ii)児童保護の観点から教師が児童と関わり続けることの適不適の慎重な判断を踏まえてなされようとしていること、(iii)事案にもよるが、制裁だけでなく行為改善の具体的助言や警告な行われることなどの点で特徴があると思われる。

イギリスにおける教師の懲戒手続の検討を通して、我が国の同種の問題への対応状況を考えた時、第1に、我が国において教師の不法行為は多様な問題が全て一括して扱われていること、第2に、懲戒手続は主として教育委員会の内部における手続によって処理されており、その手続や過程の詳細が必ずしも明確にはなっていないこと、第3に、これとも関わるが、近年しばしば設置されている第3者委員会で、教師の懲戒処分の決定過程に関わるものは存在しないこと、第4に、我が国における懲戒手続は、主として当該の教師に対する制裁としてのみ機能しており、必ずしも問題についてその原因や背景など関連する詳細な調査は必ずしもなされていないこと、などの点で相違があると思う。

イギリスにおける教師の懲戒手続については、さらに派生する問題があり、また制度運用に関わる問題点もある。これらについては本稿では十分論じることができなかった。我が国における教師の懲戒の問題についての比較考察とともに、今後さらに検討したいと考えている。

[注]

- 1) イギリスにおける中央教育省は、1944年に Ministry of Education が設置されたのち、1964年に Department of Education and Science、1992年に Department for Education、1994年に Department for Education and Employment、2001年に Department for Education and Skills、2007年に Department for Children, Schools and Families、2010年に Department for Education と再編され今日に至っている。参考文献では、これらをそれぞれ、DES、DfE、DfEE、DfES、DCSF と略す。また、同様に参考文献において他の政府関係機関等については、文中で説明した略号を用いる。
- 2) なお、こうした不法行為の中には、我が国の分限処分に相当するものが含まれる。また不法行為について、minor、serious、gross の3つに分類する場合もある。
- 3) 通常、理事の半数が当初の懲戒審査に関わり、残りの半数が不服審査に関わる。なおイギリスにおける懲戒処分は、指導または警告、あるいは免職であって、我が国のような減給はない。また停職は通常懲戒手続、あるいはこれに関わる調査が行われる場合に決定される。
- 4) これら、『児童を保護するための協働』というタイトルのガイダンスは以後本文中では、「協働のためのガイダンス」と表示する。1999年版から child protection に変えて safeguarding という用語が用いられている点が重要である。
- 5) この添付文書は、“Teachers and child protection, Teachers facing an allegation of physical/sexual abuse, Guidelines on practice and procedure” というタイトルで、全国学校教師雇用機構 (National Employer's Organisation for School Teachers, 通称 NEOST) の他、NUT をはじめとする教員組合が共同でまとめた。
- 6) 1991年版「協働のためのガイダンス」の手続では、地方当局に通告された事案の取り扱いについて、調査の方法や対応の決定などを含め社会サービス部が主導することになっている。調査は、社会サー

ビス部が、また犯罪の可能性がある場合は警察が行い、調査結果がまとめられ方策会議（strategy discussion）が開催され検討される。

- 7) 犯罪に関わる場合は、警察の捜査は独自に行われ起訴、不起訴が決定される。不起訴の場合、また児童社会ケアサービスによる調査などで問題がないとされた場合でも、懲戒処分の対処になる。方策検討会議も含めて判断の重要なポイントの1つは、以後当該教職員を児童生徒に関わらせることが適当か否かである。

[参考文献]

- 1) ジャネット・ケイ（桑原洋子、藤田弘之訳）、『児童虐待防止と学校の役割』、信山社、2005年。
- 2) 藤田弘之、「イギリスにおける児童虐待防止システムの問題とその改善策」、『滋賀大学教育学部紀要、教育科学』、第54号、2004年。43-58頁。
- 3) 藤田弘之、「生徒指導における教師の合理的有形力行使に関する考察」、『関西外国語大学研究論集』、第99号、2014年。105-122頁。
- 4) 藤田弘之、「特別な教育支援を要する児童生徒に対する抑止力行使に関する考察」、『関西外国語大学人権教育思想研究』、第17号、2014年。52-75頁。
- 5) ACAS(2011), “*Discipline and Grievances at Work*”.
- 6) Brierley,D.(1995), “*Disciplinary Procedures*”, PAT.
- 7) Corby,B.,Doig,A., and Roberts,V.(2001), “*Public Inquiries into Abuse of Children in Residential Care*”, Jessica Kingsley Publishers.
- 8) DCSF(2009), “*Guidance on Managing Staff Employment in Schools*”.
- 9) DES(1988),Circular No 4/88, “*Working Together For The Protection Of Children From Abuse : Procedures Within The Education Service*”.
- 10) DfE(2011), “*The Munro Review of Child Protection: Final Report, a child-centred system*”(cm.8062).
- 11) DfE(2012), “*Dealing with Allegations of Abuse Against Teachers and Other Staff*”.
- 12) DfE(2012), “*Allegations of abuse against teachers and non-teaching staff*”(Research Report DFE-RR192).
- 13) DfEE(1995), Circular number 11/95, “*Behaviour which is regarded as misconduct*”.
- 14) DfEE(1995),Circular number 10/95, “*Protecting Children from Abuse:The Role of Education Service*”.
- 15) DfES(2004), “*Safeguarding Children in Education*”(DfES/0027/2004).
- 16) DfES(2005), “*Safeguarding Children in Education:Dealing with Allegations of Abuse Against Teachers and Other Staff*”(DfES/2044/2005).
- 17) Department of Health and Social Security and Welsh Office(1988), “*Working Together*”, HMSO.

- 18) Department of Health, Home Office, DES and Welsh Office(1991), "*Working Together Under the Children Act 1989*", HMSO.
- 19) Department of Health, Home Office and DfEE(1999), "*Working Together to Safeguard Children*", TSO.
- 20) HM Government(2006,2010 and 2013), "*Working Together to Safeguard Children*", TSO.
- 21) London Safeguarding Children Board(2013), "*London Child Protection Procedures*".
- 22) NUT(n.d.), "*Disciplinary Procedures for Teaching Staff in Schools and Services with Delegated Budgets*", (<http://local.teachers.org.uk/templates/asset-relay.cfm?frmAssetField=1330>)
- 23) NUT(2007), '*School Employment Manual—Disciplinary and Dismissal Procedures and Complaints against Members of Staff*', in "*Manual for Information & Guidance on Employment Matters*".
- 24) Parton,N.(2011), "*The increasing length and complexity of central government guidance about child abuse in England:1974-2010*", University of Huddersfield.
- 25) Pervaiz,F.(1995), "*Dismissal of a Teacher*", Sunrise Publications.

(ふじた・ひろゆき 外国語学部教授)